

カスハラ・求職者セクハラへの対策も義務化！ 自社のハラスメント防止体制・ 見直しのポイント



セクハラ、マタハラ・ケアハラ、パワハラと、対策が義務化されてきたハラスメント。2026年10月からは、カスタマーハラスメント(カスハラ)、求職者等に対するセクハラへの対策も義務化されます。

自社の従業員以外、職場外の人が加害者や被害者となることを想定すると、今までの相談窓口や対応体制では不十分。社内に対応方針やルールを整える必要もあり、一筋縄ではいきません。

従来のハラスメント対策とあわせて社内体制を見直し、いざという時に困らないよう、ハラスメント防止に向けた体制整備を進めましょう！

2026年
日時 8月27日(木)
14:00~16:00

会場 函館商工会議所
3階会議室
(若松町7-15)

受講料 無 料

定員 30名 (定員になり次第締切ります)

主催 函館商工会議所

セミナー内容

1 企業に求められるハラスメント対策

- ・義務化の流れと事業主の義務
- ・2026年10月に義務化されるハラスメント対策

2 判断のポイント

- ・セクハラ、マタハラ等とコミュニケーションのグレーゾーン
- ・パワハラと指導のグレーゾーン
- ・カスハラと正当なクレームのグレーゾーン
- ・カスハラ対策の留意点
- ・公正な採用選考

3 ハラスメント相談への対応

- ・窓口の設置と周知
- ・見直すべき就業規則
- ・ハラスメント相談におけるNG行為
- ・事実確認と落としどころの探索

4 ハラスメント防止で組織の発展を目指すために

- ・「ハラスメント防止」はゴールではなくスタート

講 師

株式会社エス・ピー・ネットワーク

総合研究部 専門研究員 吉原 ひろみ Yoshihara Hiromi

一般企業の人事関連部署にて、採用や研修、人事制度、就業規則等の改定、安全衛生、メンタルヘルス、休職・復職者対応、事務の効率化、給与・社会保険事務等々、幅広く実務を経験した後、エス・ピー・ネットワークに入社。幅広く豊富な実務経験と、それを裏付ける知識を活かし、「実務者」目線で企業の「人」に関わる様々なリスクに一貫して対応する。

【保有資格】 社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、認定フェムテックエキスパート

【書 籍】 『体制整備は会社の義務です！ 図解 パワハラ防止対策法制対応ガイド』第2章～第4章 責任執筆(第一法規株式会社 2020年3月 発行)

※お申込は下記申込書に必要事項をご記入のうえ、お早めにFAXでお申込ください。

お申込先

函館商工会議所
〈FAX〉 **0138-27-6192**

お問合せ先

函館商工会議所 経営支援課
〈TEL〉 **0138-23-1181**

函館商工会議所 行 自社のハラスメント防止体制・見直しのポイント(8/27) セミナー申込書

事業所名		TEL	
受講者氏名			

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認、セミナー運営に関する連絡、各種講座情報提供の目的にのみ使用いたします。